

改正

平成17年9月28日条例第41号

常滑市廻船問屋瀧田家の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常滑市廻船問屋瀧田家（以下「廻船問屋瀧田家」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 やきもの散歩道の観光振興及び地域の活性化並びに市の歴史の保存を図るため、次のとおり廻船問屋瀧田家を設置する。

名称 常滑市廻船問屋瀧田家

位置 常滑市栄町4丁目75番地

(施設の管理)

第3条 市長は、廻船問屋瀧田家の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理運営をさせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(開館時間)

第5条 廻船問屋瀧田家の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

2 前項ただし書に規定する場合において、指定管理者は、その旨を公表しなければならない。

(休館日)

第6条 廻船問屋瀧田家の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に

該当する場合は、その翌日とする。)

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項ただし書に規定する場合において、指定管理者は、その旨を公表しなければならない。

(入場観覧)

第7条 廻船問屋瀧田家は、入場観覧することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用を拒み又は制限することができる。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 公の秩序又は風俗を乱す恐れがあると認められるとき。

(3) 廻船問屋瀧田家の建物、展示物、設備、器具等（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき。

(4) その他廻船問屋瀧田家の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第9条 指定管理者は、廻船問屋瀧田家を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その利用を取消し、制限し、又は退去させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

2 前項の規定の適用により、利用者が損害を受けても、指定管理者はその損失を補償しない。

(利用料金)

第10条 利用者は、別表に定める当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、離れ及び休憩室棟を利用する場合は、無料とする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて、定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第12条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。

(2) 利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(損害賠償)

第13条 利用者が故意又は過失により、廻船問屋瀧田家の施設等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときはこの限りではない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、廻船問屋瀧田家の管理等について必要な事項は、別に規則等で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月21日から施行する。

附 則 (平成17年9月28日条例第41号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

廻船問屋瀧田家利用料金

種別	区分	個人 (1人1回につき)	団体 (20人以上) (1人1回につき)
一般		300円	200円
中学生以下		無料	無料